

記者発表資料  
平成24年4月26日  
水産業振興課  
担当者：小林、千葉（2930）

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うマダラの出荷自粛について

平成24年4月21日に仙台湾海域において漁獲されたマダラの放射性セシウム濃度を検査した結果、下記のとおり食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準を超える値が検出されたので、当分の間、仙台湾海域（別紙参照）において、マダラの出荷を差し控えるよう改めて生産者等に要請しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 検査結果

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| ①採取年月日 | 平成24年4月21日             |
| ②採取場所  | 仙台湾北中部海域（名取関上沖）        |
| ③検査判明日 | 平成24年4月26日             |
| ④測定値   | 130ベクレル/kg（放射性セシウム合計値） |

#### 2 出荷自粛要請内容

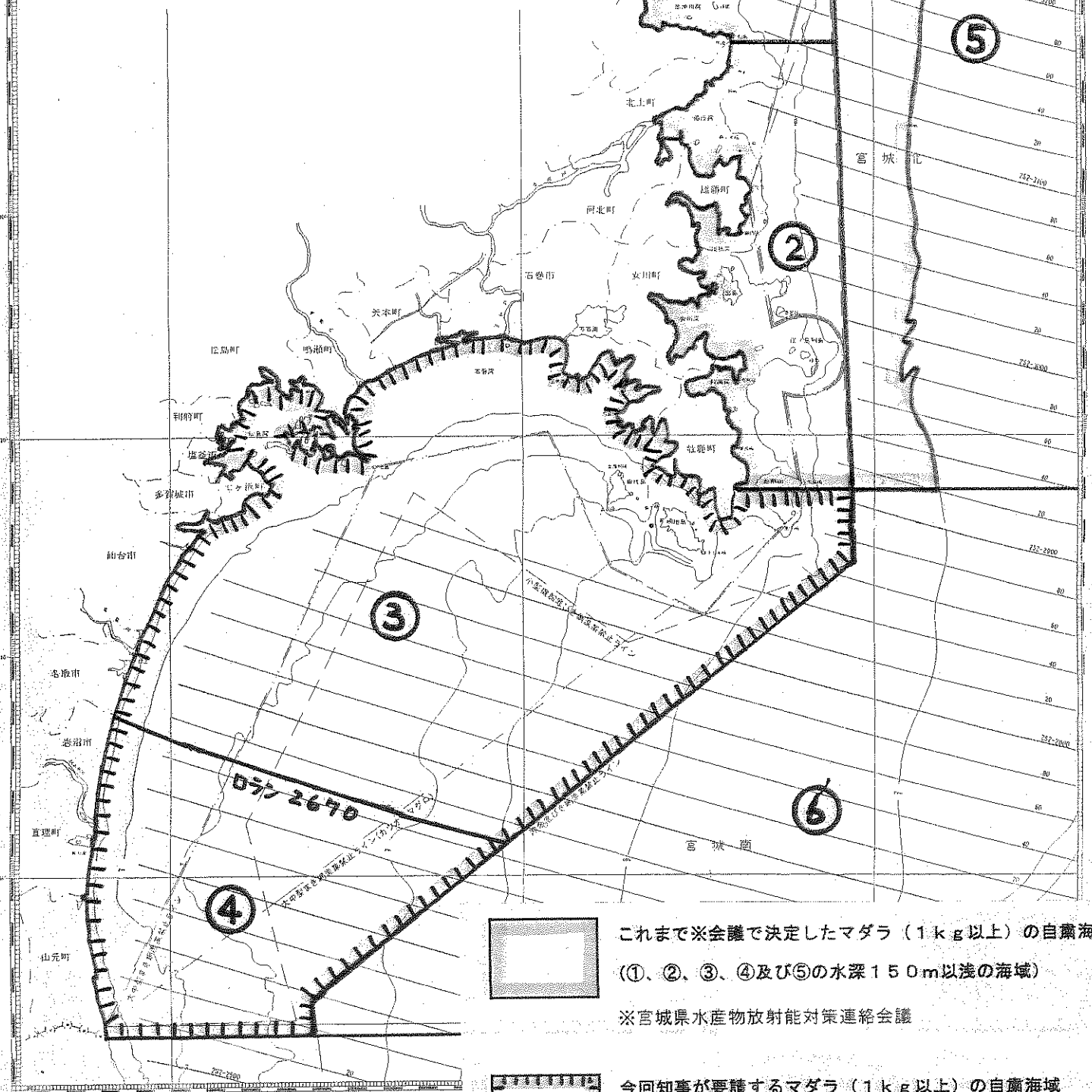
- |       |                 |
|-------|-----------------|
| ①対象魚  | 1kg以上のマダラ       |
| ②対象海域 | 仙台湾海域（別紙③、④の海域） |

#### 3 対応状況

- 仙台湾海域で漁獲されるマダラの出荷を行わないよう、改めて漁業者団体及び流通関係団体に要請した。
- なお、当該海域におけるマダラについては、宮城県水産物放射能対策連絡会議からの要請により、既に平成24年4月18日から水揚げが自粛されている。

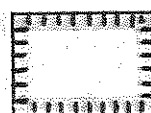
宮城県の放射能検査海域の区分その1(海洋水産物)

① 沿岸北部海域(貝類含む)	15検体/週
② 沿岸中部海域(貝類含む)	15検体/週
③ 仙台湾北中部海域(貝類含む)	15検体/週
④ 仙台湾南部海域(貝類含む)	15検体/週
⑤ 金華山以北沖合海域	15検体/週
⑥ 金華山以南沖合海域	15検体/週
⑦ 太平洋沖合海域	5検体/週
計7海域	95検体/週



これまで※会議で決定したマダラ(1kg以上)の自粛海域  
(①、②、③、④及び⑤の水深150m以浅の海域)

※宮城県水産物放射能対策連絡会議



今回知事が要請するマダラ(1kg以上)の自粛海域  
(③、④の海域)